

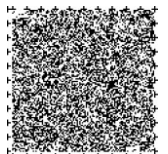
「あおぞら」
通所者のみなさんの作品

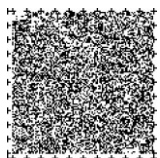


春日部市障害者計画



「ドリームセンターと共に」
通所者 佐々木 文恵さんの作品





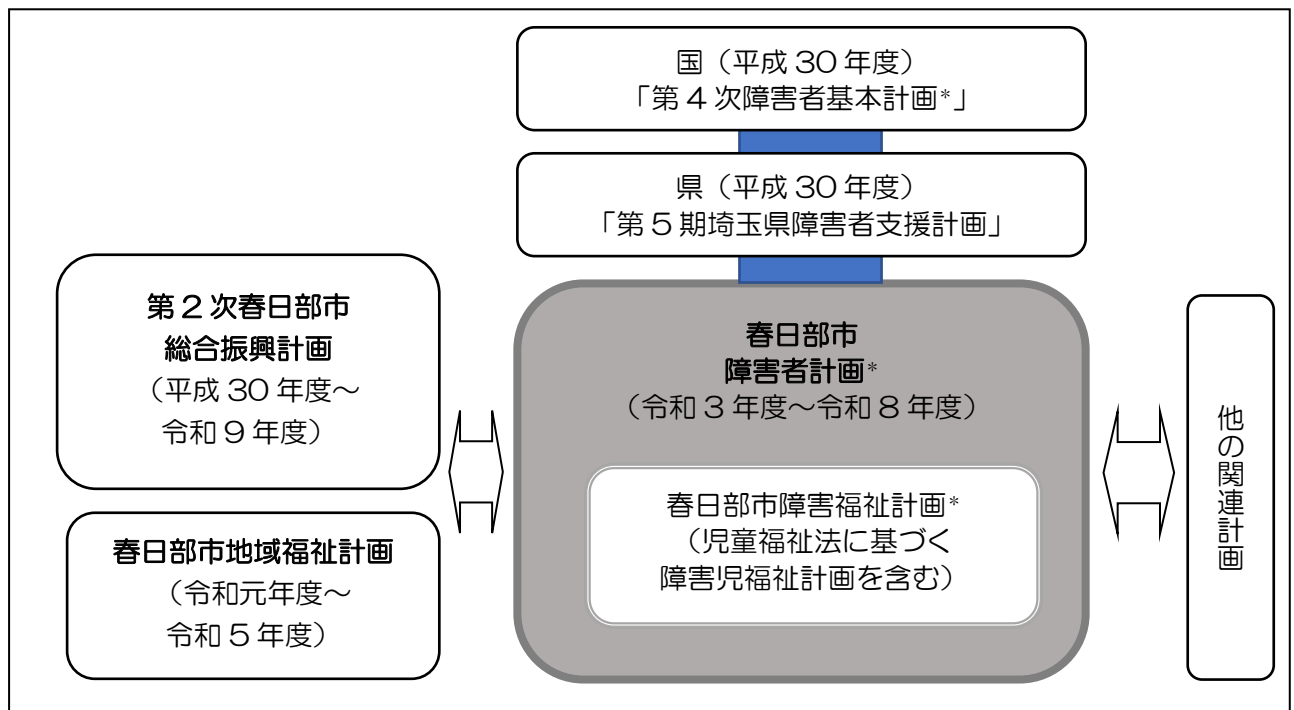
第3章 障害者計画の基本的な考え方

I. 計画策定の目的と計画の位置づけ

1. 計画策定の目的と計画の位置づけ

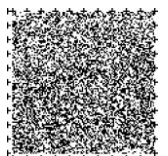
障害者計画は、障害者基本法*に基づき策定する計画で、本市における障がい者のための施策に関する基本計画として、障がい者の実情に応じた、障がい者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野への参加など、福祉施策の総合的な推進に資することを目的としています。

本市では、平成13年度に第1期計画、平成19年度に第2期計画、平成25年度に第3期計画を策定しています。



2. 計画の期間

第4期春日部市障害者計画の期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。また、計画の実行期間中に社会情勢の変化や制度の改正などがあった場合は、関係機関と協議しながら必要に応じて計画の見直しを行います。



Ⅱ. 基本理念

春日部市の障害者計画の基本理念を、次のように定めます。

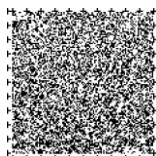
障がいのある人もない人も、
地域の中で共に安心して暮らせる社会をめざして
～ 地域社会における共生の推進 ～

本計画では、地域社会における共生の推進を引き続き推進するため、前計画（第3期春日部市障害者計画）で定めた理念を引き継ぎ、「障がいのある人もない人も、地域の中で共に安心して暮らせる社会をめざして」を基本理念とします。

本市が平成13年度にはじめて障害者計画を策定した際に、障がいのある皆様からは、次のような言葉をいただきました。

- 「社会の中で「共生」していくことを前提とした支援を考える」
- 「障がいのある人の意思を尊重すると共に、区別、特別扱いを止める」
- 「障がいのある人がいつでも社会参加できる」
- 「多様な障害の特性を理解する」
- 「障がいのある人が地域の学校に通い、地域で共につどい学べる社会をつくる」
- 「障がいのある人もない人も、互いの障害の種類や内容を理解して、共に暮らす」
- 「障がいのある人もない人も、共に生きることの課題も踏まえたうえで、共に生きていく」

本市では、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現に向け、多くの関係者の皆様からのご意見を伺いながら各種施策を進めています。これからも市民の皆様との対話を重ね、市民と行政とがお互いの役割を分担しながら、少しずつでも前に進んでいくことをめざします。



Ⅲ. 基本方針

基本理念に基づき、基本方針を次のように定めます。

1. すべての市民が安心できる障がい者施策の推進

現代社会では、病気や事故のほかにも精神的なストレスによる障害など、障害のあらわれる原因が多様化しています。

障がいのある人にやさしい社会づくりの実現を図り、あわせて、すべての市民が安心して過ごせる社会の構築につなげるため、障がいのある人もない人も地域で安心して暮らすことができる障がい者施策を推進します。

2. 障がいのある人の意思を尊重し、その人らしく暮らせる地域づくり

障がいのあるすべての人（※）に対して、社会参加や就労支援をはじめ障害の状況に応じた支援を行うことにより、障がいのある人一人ひとりの自己決定が尊重される地域社会づくりをめざします。

あわせて、障がいのある人自らが情報発信したり、自ら多様な役割を担うことができるよう多様な形での支援を行います。

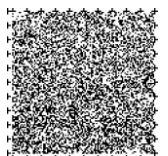
また、障がいのある人の保護者など、支援者の方の負担軽減に努めます。

3. 市民と行政が共に支え合う、市民との協働の推進

市民一人ひとりの知識や経験を生かしながら、市民と行政との協働により、障害の有無にかかわらず、すべての人が共に支え合い、安心して暮らせる社会づくりをめざします。

※障がいのあるすべての人とは・・・

障害者手帳等の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいおよび高次脳機能障がいのある人ならびに難病患者です。

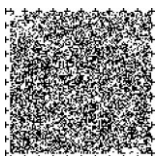
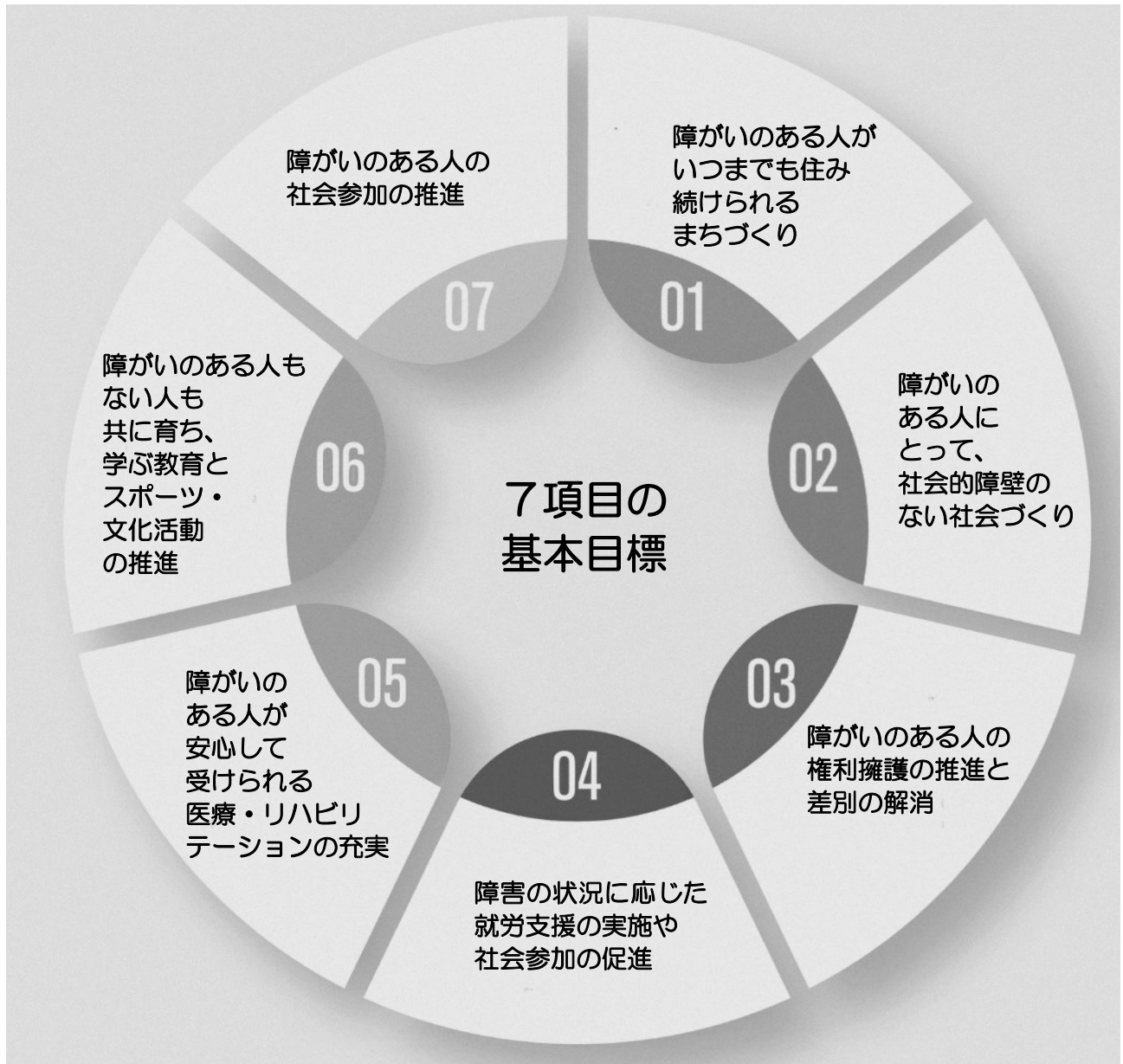


IV. 基本目標

IV. 基本目標

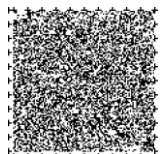
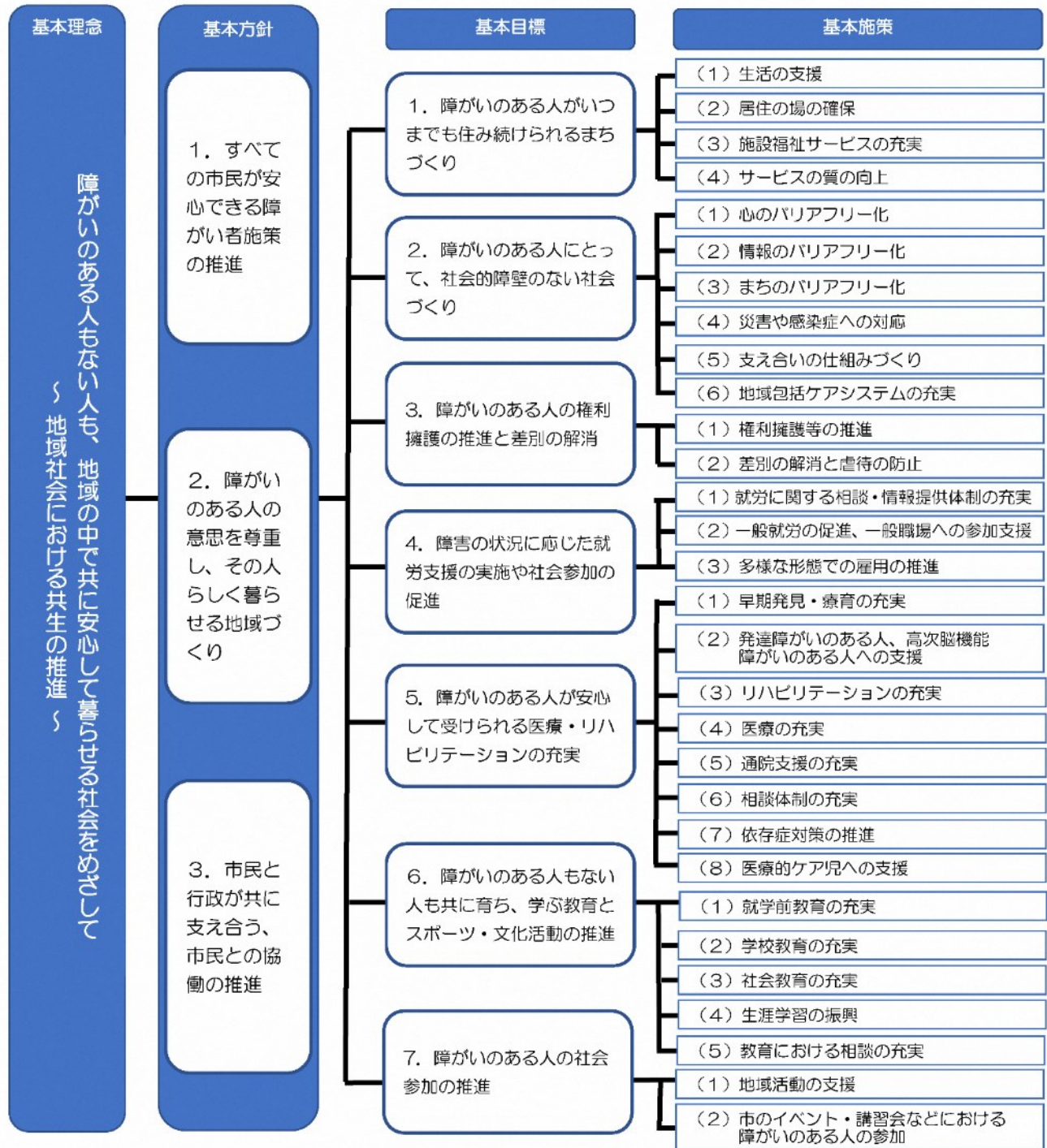
基本理念および基本方針に基づき、基本目標を次のように定めます。

また、次ページには、施策体系図、その次のページからは施策一覧図を掲載しています。



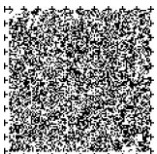
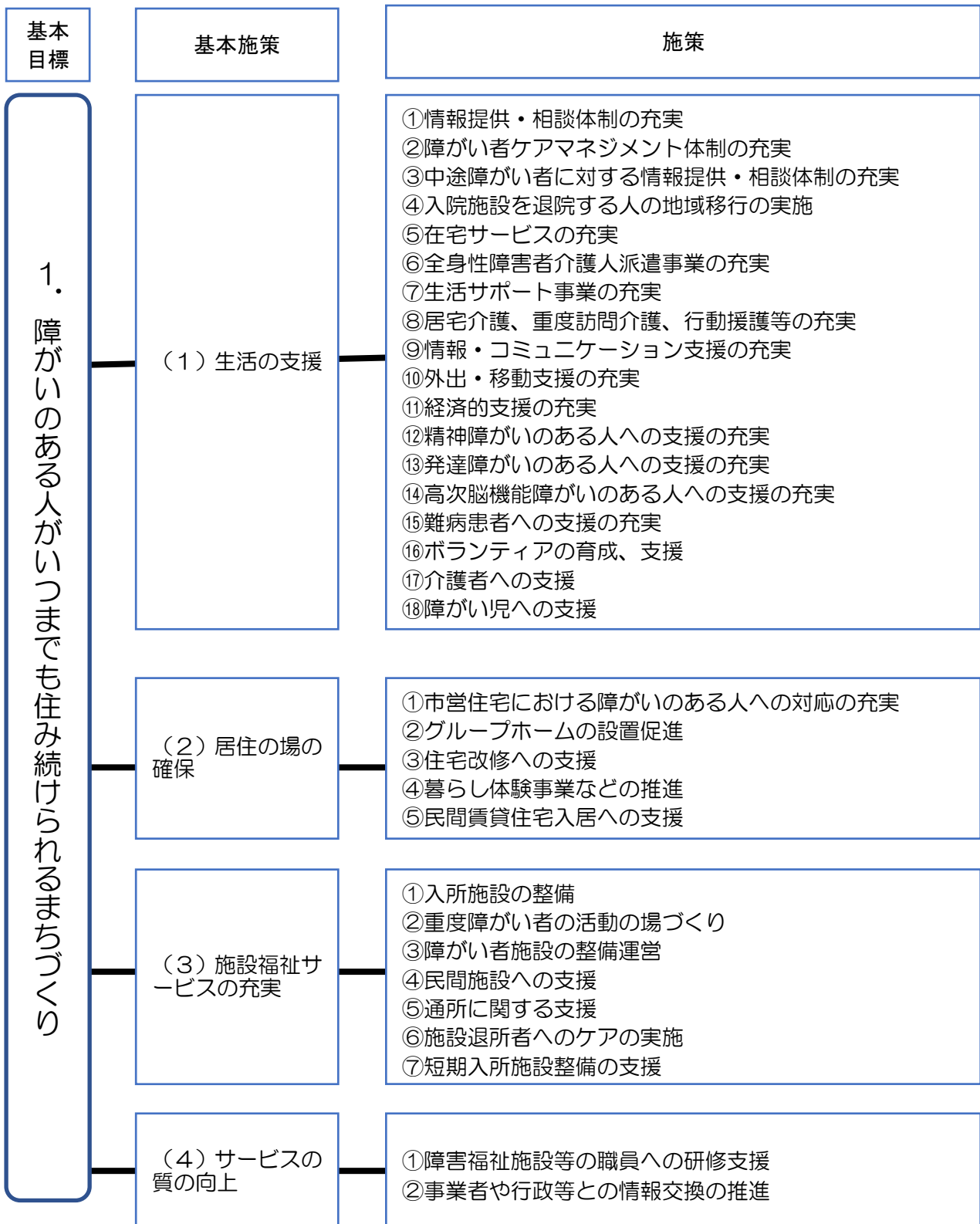
V. 施策の体系

施策体系図

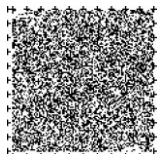


V. 施策の体系

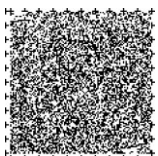
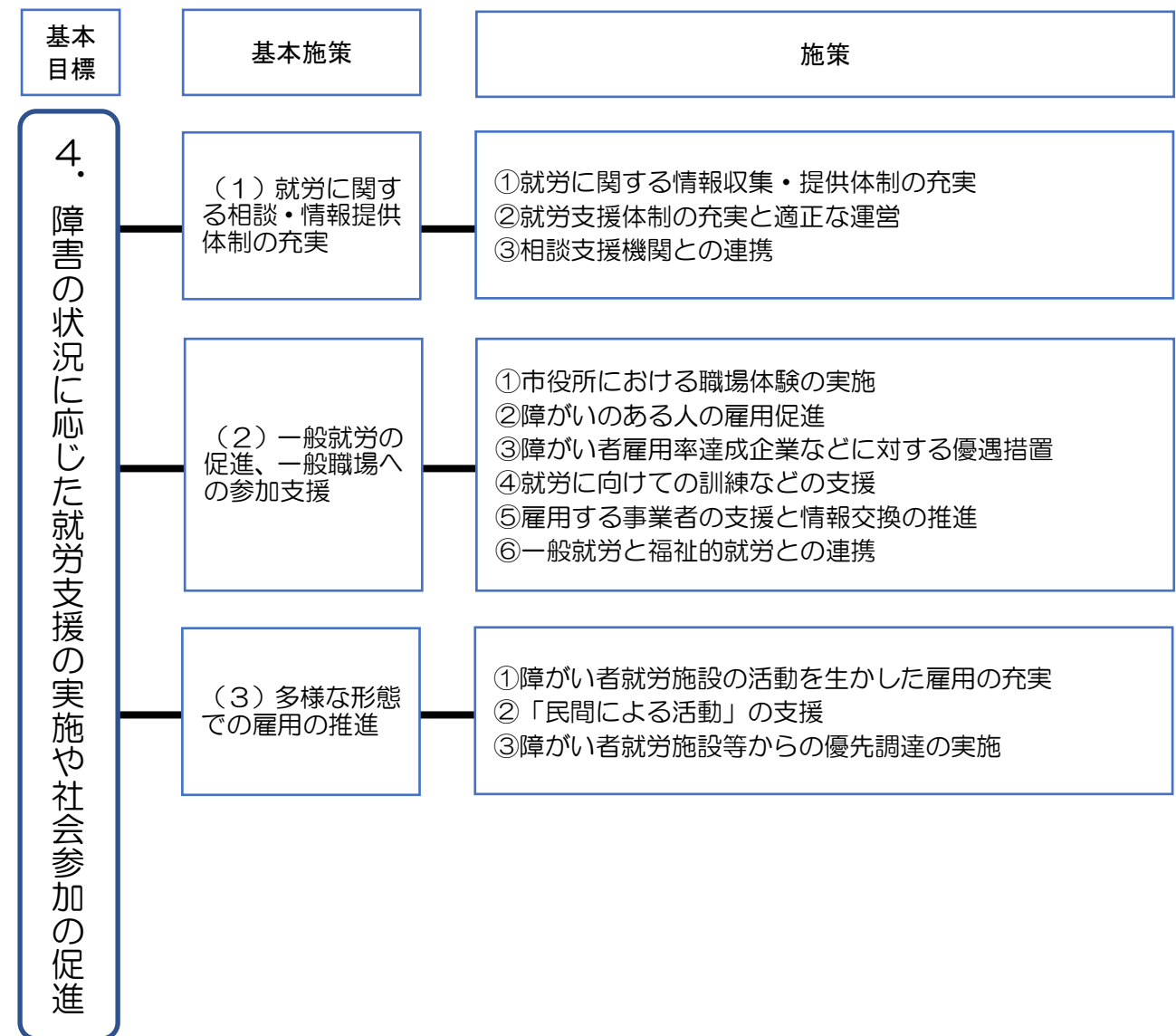
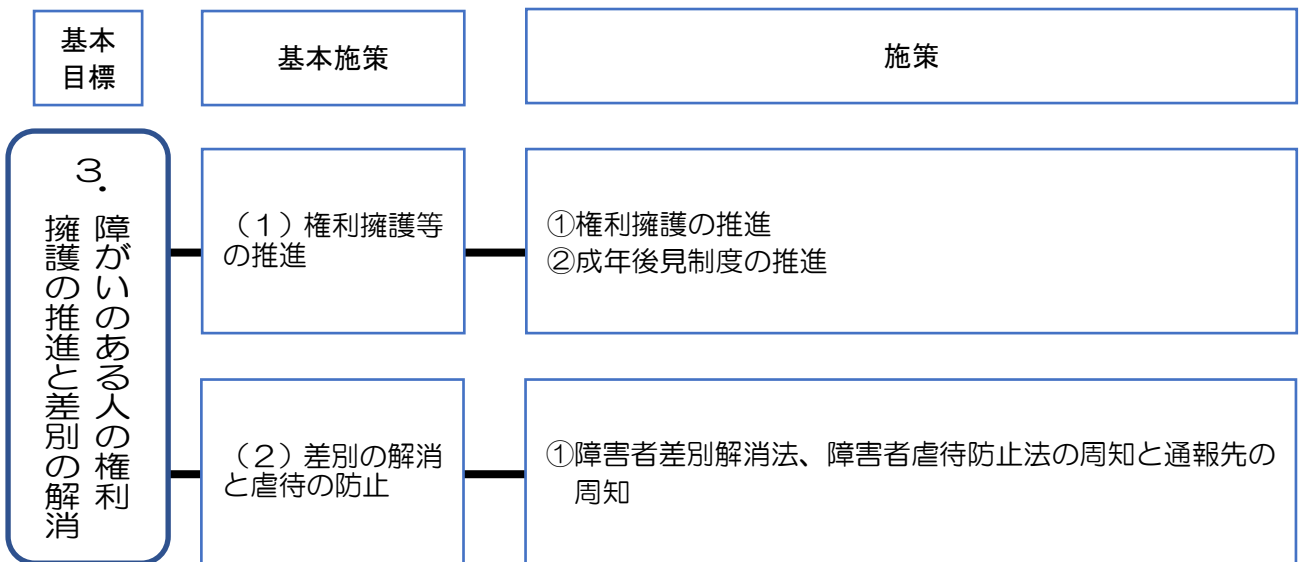
図 施策一覧図



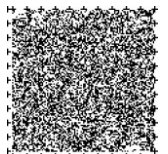
| 基本目標 | 基本施策 | 施策 |
|------------------------------|-------------------|---|
| 2. 障がいのある人にとって、社会的障壁のない社会づくり | (1) 心のバリアフリー化 | ①共に学ぶ教育の推進 ②地域での交流の場づくり ③共に遊び、共に学ぶ場の創出 ④市民全体に対する意識啓発の充実 ⑤居住地交流の推進（就学前） ⑥居住地交流の推進（就学後） ⑦障害について理解するための教育の実施 ⑧講習会の開催（手話、点字） ⑨市内福祉団体の活動の周知 |
| | (2) 情報のバリアフリー化 | ①わかりやすい情報の提供 ②窓口情報の充実 ③広報のバリアフリー化 ④市ホームページのバリアフリー化 ⑤手話研修の実施と要約筆記の推進 ⑥各種サービスへの情報入手に対する支援の充実 ⑦図書館における情報提供の実施 ⑧内部障がいのある人の表示について ⑨災害や感染症等の情報提供の推進 |
| | (3) まちのバリアフリー化 | ①公共施設のバリアフリー化 ②学校のバリアフリー化 ③道路などのバリアフリー化 ④鉄道施設のバリアフリー化 ⑤バスのバリアフリー化 ⑥市営住宅のバリアフリー化 ⑦民間施設のバリアフリー化 |
| | (4) 災害や感染症への対応 | ①災害時要援護者の名簿整備 ②災害時における救援体制の整備 ③災害時における一次避難所の充実 ④災害時における二次避難所の確保と充実 ⑤災害時における医療品や必要物資等の確保 ⑥感染症対策の推進 |
| | (5) 支え合いの仕組みづくり | ①地域サロンの検討 ②ボランティアの育成と活動の支援 |
| | (6) 地域包括ケアシステムの充実 | ①複合的な課題への対応 |



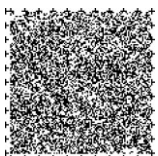
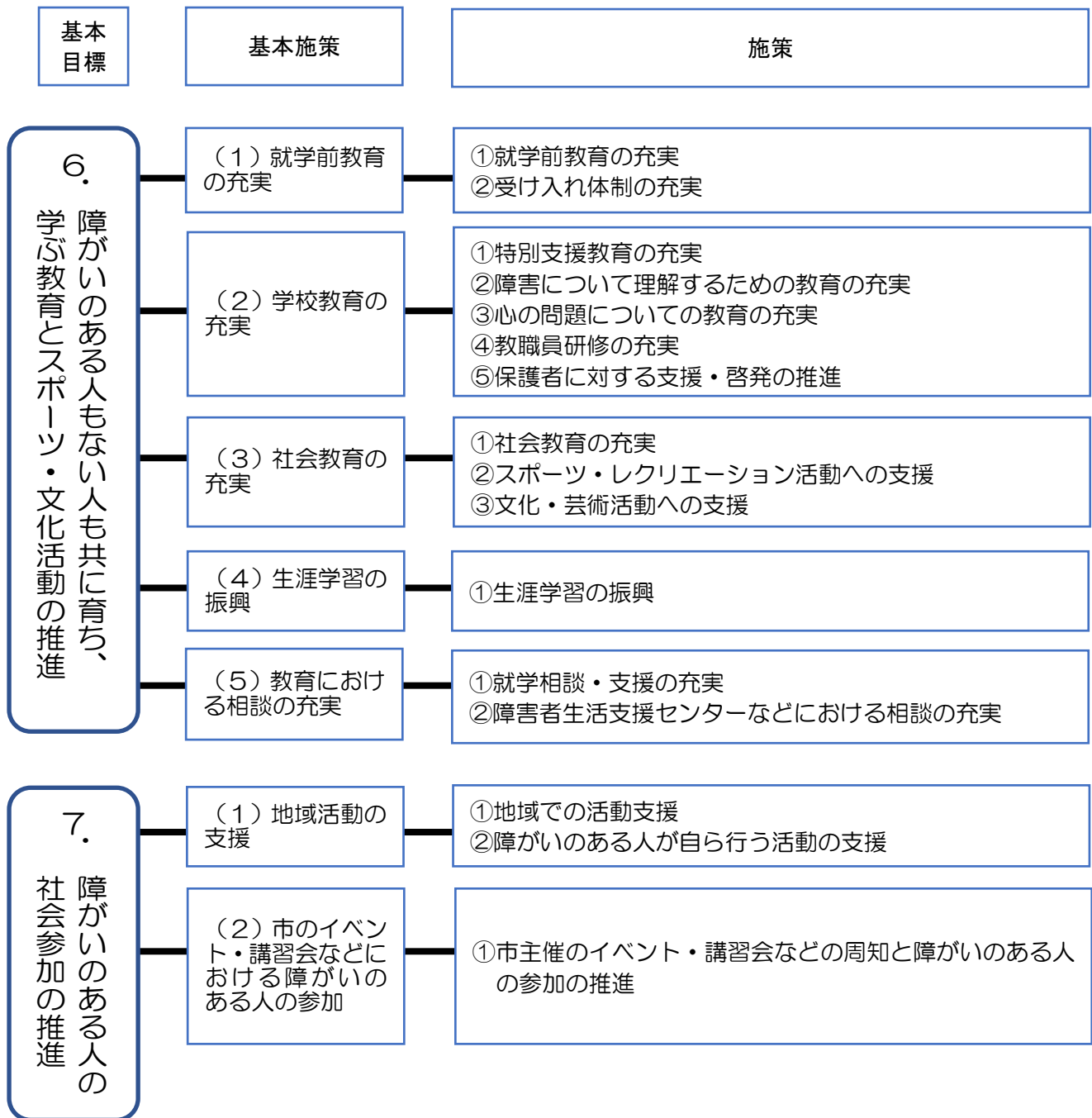
V. 施策の体系



| 基本目標 | 基本施策 | 施策 |
|-------------------------------------|--------------------------------|---|
| 5. 障がいのある人が安心して受けられる医療・リハビリテーションの充実 | (1) 早期発見・療育の充実 | ①障害の早期発見と保護者に対する情報提供・相談体制の充実 ②療育の充実 ③障がいのある子どもの受け入れ体制の整備 |
| | (2) 発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人への支援 | ①発達障がい児に対する支援の充実 ②高次脳機能障がいのある人への支援の充実 |
| | (3) リハビリテーションの充実 | ①リハビリテーションに関わる関係機関との連携、リハビリテーション体制の充実 |
| | (4) 医療の充実 | ①障がいのある人の医療格差の解消と医療環境の充実 ②更生医療・育成医療による医療費の支給 ③重度心身障害者医療費の助成 |
| | (5) 通院支援の充実 | ①通院費補助の実施 ②通院介助者の派遣 |
| | (6) 相談体制の充実 | ①相談支援の充実 ②精神保健相談の実施 |
| | (7) 依存症対策の推進 | ①依存症対策の推進 |
| | (8) 医療的ケア児への支援 | ①医療的ケア児への支援 |



V. 施策の体系



第4章 施策

基本目標1. 障がいのある人がいつまでも住み続けられるまちづくり



基本施策 (1) 生活の支援

①情報提供・相談体制の充実

障がいのある人や家族の多様な相談に適切に応じられるよう、窓口相談の充実に努めます。

また、相談支援事業所をはじめとする相談支援機関との連携を強化して、地域での生活に必要な体制作りを行うとともに、相談支援事業所の周知を図ります。

さらに、近年は8050問題*のように、障害以外の要素を含む複合的な課題を有する課題が増加しているため、関係機関との連携強化に努めます。

②障がい者ケアマネジメント*体制の充実

障がいのある人の自立した生活を支え、障がいのある人の抱える課題の解決や適切なサービス利用ができるよう、相談体制の強化に努めます。

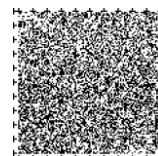
また、相談支援事業所を中心に、サービス等利用計画に基づき、必要な福祉サービスを総合的に利用できる体制を充実します。

③中途障がい者に対する情報提供・相談体制の充実

相談支援事業所や医療、教育、就労など、さまざまな分野の支援機関と連携を図りながら、中途障がい者に対して、障害福祉サービスや訓練支援を行うとともに、その障害特性に応じた情報提供や相談の充実に努めます。

④入院施設を退院する人の地域移行の実施

入院施設を退院して在宅に移行する人が、円滑に地域移行ができるよう、相談支援事業所等と連携しながら必要な情報を提供します。



⑥在宅サービスの充実

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、障がいのある人の生活状況などを把握するとともに、障がいのある人本人の意思を尊重しながら、実情にあった在宅サービスの充実を図ります。

また、市内すべての地域で質の高いサービスが提供できるよう、地域資源偏在の解消に努めます。

⑥全身性障害者介護人派遣事業*の充実

外出する際に支援を必要とする全身性障がいのある人に介護人を派遣することにより、全身性障がいのある人の生活圏の拡大・充実を図ります。

⑦生活サポート事業の充実

在宅での生活を支援し、施設へ入所しなくても地域で生活できるようにするため、生活サポート事業について民間の登録団体の拡充に努めます。

⑧居宅介護、重度訪問介護、行動援護等の充実

居宅での自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、生活に関する相談援助、生活全般にわたる援助を行います。

⑨情報・コミュニケーション支援の充実

障がいのある人の意思疎通や情報取得を図るため、IT講習の実施や手話通訳者、要約筆記*者の派遣、点字版広報紙や声の広報の作成などを行います。

また、障がいのある人や、その介護（支援）者の高齢化も進んでいるため、わかりやすい情報の提供に努めます。

⑩外出・移動支援の充実

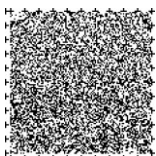
タクシー利用料金・燃料費の助成、レンタカー業者への委託によるリフトカーの貸し出し事業、市コミュニティバス（春バス*）乗車料金の減免などの移動支援を引き続き実施します。

また、外出頻度に応じた制度の見直しを行うとともに、制度の内容と対象者についてわかりやすく周知します。

⑪経済的支援の充実

障がいのある人の生活設計に関する相談に努めます。

また、医療費の助成や各種手当、各種割引制度などを活用することにより、障がいのある人に対し経済的支援を行います。



⑫精神障がいのある人への支援の充実

障がいのある人が、地域で安心して暮らせるための住居として、グループホームやホームヘルプサービスの利用を促進します。

また、精神障がいのある人の日中活動支援の拡充を図り、個々のニーズに合わせたサービスの提供を行います。

さらに、交流や相談の場としての相談支援事業の推進や地域活動支援センター*の充実に努めます。

⑬発達障がいのある人への支援の充実

発達障がいのある人への支援は、関係機関と連携しながら適切な情報提供やニーズに合わせた必要な支援を行うとともに、市民への周知を図ります。

⑭高次脳機能障がいのある人への支援の充実

高次脳機能障がいのある人への支援については、関係機関と連携し、適切な情報提供や必要な支援を行うとともに、市民への周知を図ります。

⑮難病患者への支援の充実

難病患者が、地域で安心して生活したり、通院することができるよう、保健機関、医療機関などと連携を図りながら、障害福祉サービスの利用を促進し、生活を支援します。

⑯ボランティアの育成、支援

障がいのある人の多様なニーズに対し行政だけでは対応できない部分について、情報誌の発行や各種イベントを開催することで、ボランティアに対する情報提供や参加意識の醸成を図ります。

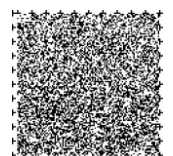
また、障がいのある人が安心してスポーツができるよう、専門のボランティアの確保に努めます。

⑰介護者への支援

介護者向けに各種情報の提供を行います。また、介護者の高齢化に伴う課題等に対して、様々な施策を検討します。

⑱障がい児への支援

障がいのある子どもに対する相談体制の充実を図るとともに、各種サービスのあり方を関係機関と連携しながら検討します。



基本施策 (2) 居住の場の確保

①市営住宅における障がいのある人への対応の充実

市営住宅の改修や借り上げなどの際に、一般世帯向けに加えて、障がいのある人に対応した居住空間の整備を検討します。

②グループホームの設置促進

障がいのある人が地域の中で生活できるよう、グループホームなどについて、民間事業者の誘致等も含め、地域のバランスを考慮した設置を促進します。

③住宅改修への支援

重度心身障害者居宅改善整備費補助事業などにより、住宅改修の支援を行います。

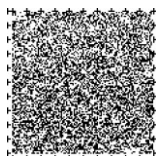
④暮らし体験事業*などの推進

障がいのある人がグループホームなどでの暮らしを体験することにより、障がいのある人の地域生活への円滑な移行の推進を図ります。

あわせて、地域の中で障がいのある人が一時的に居住できる場の確保を検討します。

⑤民間賃貸住宅入居への支援

県のおんしん賃貸住宅等登録制度*等を活用しながら、障がいのある人の民間賃貸住宅での入居等を支援します。



基本施策 (3) 施設福祉サービスの充実

①入所施設の整備

障がいのある人の入所施設の整備については、国の動向や県の整備方針を踏まえ、民間事業者を支援していきます。その際には、グループホームの整備などともバランスを図るとともに、既存の施設の活用などについても相談に応じます。

②重度障がい者の活動の場づくり

活動の場が少ない重度障がいのある人について、通所支援施設での受け入れを行うことで、地域で自立した生活の一助とし、社会への参加を進める拠点としての活動ができるよう支援していきます。

③障がい者施設の整備運営

市が設置している施設については、社会動向や地域の動向を勘案しながら、ニーズに合った施設運営のあり方を引き続き検討します。

また、施設運営をさらに充実するよう努めます。

④民間施設への支援

民間施設については、自立支援協議会や関係機関と連携しながら、運営にかかる相談や情報提供など各種支援を行います。

⑤通所に関する支援

障がいのある人が安心して通所できるよう、生活サポート事業などにより通所を支援します。

⑥施設退所者へのケアの実施

就労事業所などを途中で退所した人や、就職して退所した人などに対して、在籍していた事業所などと連携をとりながらケアを行います。

⑦短期入所施設整備の支援

民間事業者による短期入所ができる施設整備を推進します。

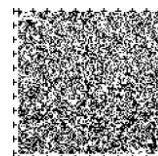
基本施策 (4) サービスの質の向上

①障害福祉施設等の職員への研修支援

障害福祉施設等の職員の能力向上のため、職員の研修の支援を行います。また、障害福祉のサービスの質の向上を図るため、第三者評価の受審を支援します。

②事業者や行政等との情報交換の推進

事業者や行政等が、各種情報を交換できる場の設置に努めます。



基本目標2. 障がいのある人にとって、社会的障壁のない社会づくり



基本施策 (1) 心のバリアフリー化

①共に学ぶ教育の推進

障がいのある子どもとない子どもが、自らの意思を尊重しながら、分け隔てなく共に学び育つことができるように、多様な支援方法を検討します。また、障がいのある子どもがいない学校においても、障がいのある子どもとの交流の機会を確保します。

特別な支援が必要な場合でも、分け隔てられることのないよう、家庭や地域と協力していきます。

②地域での交流の場づくり

障がいのある人とない人の交流を図るための活動を支援することで、地域行事等における交流の機会づくりを促進します。

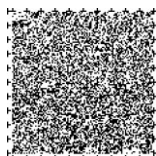
③共に遊び、共に学ぶ場の創出

障がいのある子どもとない子どもが、保育所、幼稚園、学校などで共に遊び・学ぶ機会の充実努めます。また、既存の公共施設などを活用し、共に遊び・学ぶ場の創出に努めます。

④市民全体に対する意識啓発の充実

心のバリアフリー、障害に対する情報提供や理解の促進および思いやりと助け合いのまちづくりを推進するため、市の広報紙による情報提供、各種イベントなどを活用した啓発、いきいきクラブ連合会やふれあい大学*、公民館などでの講座などを通じ、市民全体に対して情報提供と意識啓発を行います。

広報紙については毎年継続で特集を組むなど、障がいのある人への理解の促進および障がい者関連情報の提供を行います。



⑤居住地交流の推進（就学前）

障がいのある子どもが自分の住んでいる地域の保育所・幼稚園に通い、地域の子もたちと交流する居住地交流を推進します。

また、公立保育所で開催される「地域交流会」、児童センターおよび子育て支援センター*で開催される事業などを活用して、障がいのある子どもとない子どもが交流できる機会の充実を図ります。

⑥居住地交流の推進（就学後）

特別支援学校*に通う児童・生徒（特別支援学級*の児童・生徒を含む）が地域社会の中で、その一員として豊かに生きることができるよう、自分の住んでいる地域の児童・生徒との交流を推進します。

また、特別支援学校の児童・生徒と居住地の学校とが交流し、共に学んだり、活動をしたりするなどの交流を行うことで、地域で生活ができる体制づくりを行います。

⑦障害について理解するための教育の実施

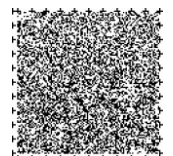
小・中・義務教育学校における総合的な学習の時間*などを活用して障害に対する差別や偏見をなくし、障害の種類やその内容、障がいのある人の生活、社会で受けている不利益などについて理解を深める教育を行います。

⑧講習会の開催（手話、点字）

市内に在住、在勤、在学している人を対象に、手話講習会、点字講習会を開催し、視覚障がい、聴覚障がいのある人とのコミュニケーションを支援します。

⑨市内福祉団体の活動の周知

市内福祉団体の活動や、「ふれあい広場*」をはじめとしたイベントを活用しながら、市民に市内の福祉団体の活動を知ってもらい、福祉に関する理解を深めてもらうよう努めます。



基本施策 (2) 情報のバリアフリー化

①わかりやすい情報の提供

障がいのある人本人や、高齢になられた介護者でも理解できるよう、わかりやすい情報の提供に努めます。

また、「障がい者の福祉ガイド」や、障害福祉サービス「事業所ガイドブック」の普及を関係機関と連携しながら進めます。

②窓口情報の充実

障がいのある人に必要な情報が提供できるよう、支援機器の活用も含め、引き続き市の窓口情報の充実を図ります。

③広報のバリアフリー化

市の広報紙については、引き続き朗読ボランティアと連携しながら声の広報を実施するとともに、点字ボランティアと連携しながら点字版などの作成を行い、視覚障がいのある人への貸し出しを行います。

また、広報紙の作成にあたっては、見た目をわかりやすく、読み手に負担を掛けないユニバーサルデザインに配慮した紙面づくりを行います。

④市ホームページのバリアフリー化

障がいのある人が必要な情報を容易に探すことができるよう、引き続きホームページの見やすさ、使いやすさの工夫に努めます。

⑤手話研修の実施と要約筆記*の推進

市の窓口到手話のできる職員を配置できるように努め、聴覚障がいのある人への支援を行えるよう、職員を対象に手話研修を実施し、受付のバリアフリー化を推進します。

また、要約筆記についても関係機関と連携しながら、事業を推進します。

⑥各種サービスへの情報入手に対する支援の充実

市内の施設をより利用しやすくするため、施設の開所にあたり、事業所に対して需要のある地域に関する情報提供を推進します。

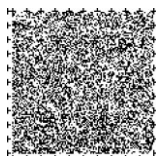
また、情報提供が可能な施設に対し、効果的な情報発信を支援します。

⑦図書館における情報提供の実施

点字資料、大活字本、デジター図書*などの図書館資料の提供および拡大読書器、ルーペ、筆談ボード、車いすなどの補助具の整備を引き続き実施します。

また、音声読み上げや文字拡大・反転などの機能を有する電子書籍を積極的に導入し、障がいのある人が独力で読書を楽しむ機会を拡充します。

さらに、配本サービス、対面朗読サービスなどを継続するとともに、点訳や朗読などの図書館ボランティア活動を支援します。



⑧内部障がいのある人の表示について

内部障害*を示す「ハートプラスマーク*」について、広報等を活用しながら周知に努めます。

⑨災害や感染症等の情報提供の推進

災害や感染症などの発生時には、障がいのある人の特性に応じさまざまな媒体を活用して情報提供に努めます。

基本施策 (3) まちのバリアフリー化**①公共施設のバリアフリー化**

市庁舎については、建替えにあたりバリアフリー化の要求水準や要する設備などを整備していきます。公民館、市民文化会館その他の公共施設において、引き続きバリアフリー化を推進します。

②学校のバリアフリー化

市の学校において、障がい者用トイレやエレベーターの設置検討、スロープの設置など、校内のバリアフリー化を推進します。

③道路などのバリアフリー化

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー新法*」という。）や県の条例に基づき、歩道の整備、歩道と道路の段差の解消、歩道の拡幅などを推進します。

また、信号機の設置や交通規制などを関係機関に要望します。

④鉄道施設のバリアフリー化

鉄道会社と協議しながら、関係機関に対し鉄道施設のバリアフリー化を促進します。

⑤バスのバリアフリー化

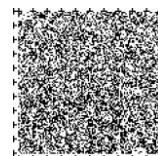
バス事業者と協議を重ねながら、ノンステップバスの導入を促進するとともに、事業者に対し、乗務員への車いすの取り扱い手法の周知に努めます。

⑥市営住宅のバリアフリー化

高齢者・障がいのある人向け住宅の整備とバリアフリー化を引き続き実施します。

⑦民間施設のバリアフリー化

特定生活関連施設*について高齢者や障がいのある人をはじめ、すべての人が利用しやすい建物となるよう、バリアフリー新法や県の条例に基づき、指導や助言を行います。また、民間共同住宅を建てる際には、バリアフリー新法や県の条例に基づき建設するよう指導を行います。



基本施策 (4) 災害や感染症への対応

①災害時要援護者*の名簿整備

障がいのある人など、災害時に手助けを必要とする人の名簿(災害時要援護者名簿*)を整備・充実します。

②災害時における救援体制の整備

地域の自治会や自主防災組織および福祉団体などの協力により、災害時要援護者の安否確認や救出・救護を行い、避難場所へ誘導する体制を整備します。あわせて、防災訓練などへの支援を継続して実施します。

③災害時における一次避難所*の充実

障がいのある人なども滞在する避難所について、避難所運営に必要な資機材等を配備し、受け入れ体制の充実を図ります。

④災害時における二次避難所*の確保と充実

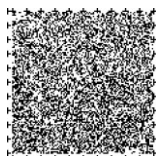
一次避難所において共同生活が困難な障がいのある人などのために、障害の特性に配慮した二次避難所(福祉避難所)の確保と運営体制の充実を図ります。

⑤災害時における医療品や必要物資等の確保

簡易トイレや必要な医療品など、障がいのある人向けの必要な医療品や物資の備蓄を関係機関と連携しながら推進します。また、医薬品については、関係機関と連携を図りながら、供給体制の充実に努めます。

⑥感染症対策の推進

感染症対策については、その感染症の特性に応じた対策を国・県と連携を図りながら推進するとともに、必要な情報提供や支援等を行います。



基本施策 (5) 支え合いの仕組みづくり

①地域サロンの検討

既存施設を活用して、だれもがいつでも訪れ、相談や情報交換ができるような場の整備を検討します。

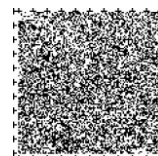
②ボランティアの育成と活動の支援

関係機関と連携しながら、さまざまな情報の収集・提供、ボランティアの育成・支援などを行うことにより、NPOやボランティアが行う障がいのある人のための活動を支援し、ボランティア活動の活性化と相互の連携に努めます。

基本施策 (6) 地域包括ケアシステムの充実

①複合的な課題への対応

障害とそれ以外の問題等、複合的な課題に対応できるよう、関係機関と連携しながら地域包括ケアシステム*の充実を図ります。



基本目標3. 障がいのある人の権利擁護の推進と差別の解消



基本施策 (1) 権利擁護等の推進

①権利擁護の推進

障がいのある人が虐待などの人権侵害*や経済的な不利益を受けることなく生活できるよう、あらゆる機会を通して各種啓発活動を行います。

また、親亡き後に関して、障がいのある人が地域で不自由に感じることなく生活を継続できるように、選択と自己決定の充実を図ります。

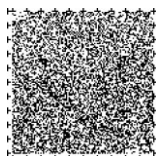
②成年後見制度*の推進

判断能力が不十分な障がいのある人が地域で安心して生活していくために、成年後見制度利用支援事業を利用できるよう支援します。

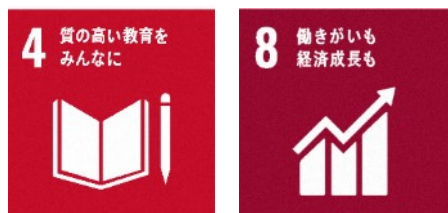
基本施策 (2) 差別の解消と虐待の防止

①障害者差別解消法*、障害者虐待防止法*の周知と通報先の周知

差別の解消および虐待の防止については、障害者差別解消法および障害者虐待防止法に基づき、適正な対応に努めるとともに、様々な機会を通して相談先や通報先などについて周知・徹底を図ります。



基本目標4. 障害の状況に応じた就労支援の実施や社会参加の促進



基本施策 (1) 就労に関する相談・情報提供体制の充実

①就労に関する情報収集・提供体制の充実

障がいのある人向けの就労情報について、ハローワークなどの関係機関と協力し、情報収集に努めると共に、だれでも容易に利用できる提供体制の充実に努めます。

あわせて、障がいのある人を雇用する企業・事業者間での情報交換、情報提供体制の強化・充実に努めます。

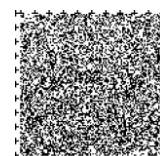
②就労支援体制の充実と適正な運営

障がいのある人の実情を的確に把握し、就職に向けての相談や支援を行うとともに、就職後の定着支援やケアを行います。あわせて、事業者に対する助言や支援などを行います。

また、国や県との連携を図ると共に、ハローワークなどの相談機関や関係機関とも連携しながら、就労支援体制の充実に努めます。

③相談支援機関との連携

市内にある、障害者相談支援事業所、保健所、特別支援学校*、民生委員・児童委員などと定期的な支援会議や、自立支援協議会において専門部会を開催するなど、相談体制の充実に努めます。



基本施策 (2) 一般就労の促進、一般職場への参加支援

①市役所における職場体験の実施

市役所における障がいのある人の職場体験の実施に向け、受け入れ体制の整備充実を図ります。職場体験を通じて、社会参加のノウハウを蓄積するだけでなく、職員も障がいのある人の就労支援についての認識を深めることにより、雇用・就労や社会参加を進めるための相談や支援などに役立てるものとしします。

②障がいのある人の雇用促進

市役所においては、法定雇用率*を達成するだけでなく、雇用率を超える障がいのある人の受け入れに努めます。

また、障がい者活躍推進計画*に基づき、障がい者雇用の推進に関する取組みを実施します。

③障がい者雇用率達成企業などに対する優遇措置

市における入札において、総合評価方式の加点項目にする等、障がい者雇用の達成企業に対する優遇措置を引き続き行います。

④就労に向けての訓練などの支援

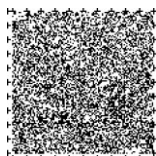
障がいのある人の就労や、職場復帰および職務能力の向上などが円滑にできるよう、訓練などを支援します。

⑤雇用する事業者の支援と情報交換の推進

障がいのある人を雇用する事業者に対し、障害者就労支援センター事業を活用しながら、雇用中の相談・情報提供の充実を図るなど、民間事業者による障がいのある人の雇用を促進・支援します。また、事業者に対して必要な情報提供や、情報交換の場の設置を検討します。

⑥一般就労と福祉的就労との連携

現在、一般就労で勤務している障がいのある人が、加齢などにより福祉的就労への移行が必要となった時には、スムーズに移行できるよう、一般就労と福祉的就労との連携を図ります。



基本施策 (3) 多様な形態での雇用の推進

①障がい者就労施設の活動を生かした雇用の充実

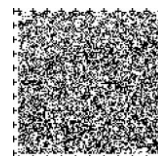
障がい者就労施設で行われる多様な生産活動や販売活動について、情報提供などの支援を行うことで、多様な形態での雇用の推進します。

②「民間による活動」の支援

企業や障がい者就労施設など民間による活動に対して情報提供・相談などの支援を行うことで、行政と民間の協働による受け皿づくりの整備に努めます。

③障がい者就労施設等からの優先調達の実施

障害者優先調達推進法*に基づき、障がい者就労施設等から物品調達や役務を優先的に行うよう努めます。



基本目標5. 障がいのある人が安心して受けられる医療・リハビリテーションの充実



基本施策 (1) 早期発見・療育の充実

①障害の早期発見と保護者に対する情報提供・相談体制の充実

乳幼児に対し、4か月児健康診査、10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳5か月児健康診査を行い、障害の早期発見に努めるとともに、保護者に対する情報提供や相談支援を行います。

②療育の充実

就学前の乳幼児、子どもに対して「ことばの教室*」など療育の充実を図ります。また、適正な療育につなげるため、引き続き関係課、関係機関との連携を図ります。

③障がいのある子どもの受け入れ体制の整備

障がいのある子どもの受け入れ体制を整備し、重度の障がいのある子どもの地域での受け入れについても検討します。

基本施策 (2) 発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人への支援

①発達障がい児に対する支援の充実

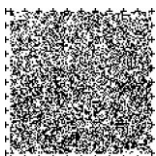
発達障がいのある子どもに対するサポートを充実するため、子どもの支援を医療機関、学校、その他の関係機関と連携しながら発達障がいのある子どもおよびその保護者に対するサポート体制を充実します。

あわせて、発達障がいのある子どもの理解促進を図るため、情報の提供を行うとともに、講座の開催等を支援します。

②高次脳機能障がいのある人への支援の充実

高次脳機能障がいのある人については、関係機関と連携しながら、必要な支援を行います。

また、市民に対して広報やホームページ等を活用して周知や情報提供に努めます。



基本施策 (3) リハビリテーションの充実

①リハビリテーションに関わる関係機関との連携、リハビリテーション体制の充実

障がいのある人に対して有効なリハビリテーションが行われるよう、民間事業者などと連携しながら専門職の確保を推進するとともに、リハビリテーション体制の充実を図ります。

基本施策 (4) 医療の充実

①障がいのある人の医療格差の解消と医療環境の充実

障がいのある人の医療格差の解消を図るため、障がいのある人に対応できる医療機関に対し協力を呼びかけます。

また、障がいのある人が地域で安心して医療が受けられるよう、市立医療センターを拠点とした医療機関相互の連絡体制を整備し、病状に応じた医療体制の構築を図ります。

②更生医療*・育成医療*による医療費の支給

身体の障害を除去、軽減するための医療が必要な方に対し、治療に必要な医療費の一部について給付することにより、自己負担額を軽減します。

③重度心身障害者医療費*の助成

重度心身障がい者に対し、保険診療における最終的な一部負担金を助成することにより、障がいのある人の経済的支援を行います。

基本施策 (5) 通院支援の充実

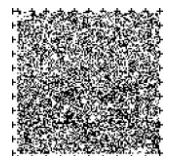
①通院費補助の実施

タクシー利用券、燃料費助成券などにより、通院費の補助を行います。

また、タクシー利用券および燃料費助成券の交付にあたっては、等級だけでなく経済的状況などについても検討していきます。

②通院介助者の派遣

全身性障害者介護人派遣事業*、手話通訳者派遣事業*、生活サポート事業などにより、通院の際の介助者を派遣します。



基本施策 (6) 相談体制の充実

①相談支援の充実

障がいのある人の相談事業については、健康相談などを通して行います。

また、発達障がいのある人に関して、言語聴覚士や理学療法士などの専門職による相談体制の充実に努めます。

②精神保健相談*の実施

相談支援事業所と連携を図り、相談支援体制の充実に努めます。

また、うつ病などからの自殺予防についても情報提供などを行います。

基本施策 (7) 依存症対策の推進

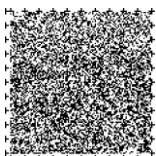
①依存症対策の推進

依存症対策については、市民への普及啓発を図ります。

基本施策 (8) 医療的ケア児への支援

①医療的ケア児*への支援

医療的な支援が必要な児童に対して適切な支援を行うため、医療的ケア児のニーズの把握に努めます。あわせて医療的ケア児への支援を検討します。



基本目標6. 障がいのある人もない人も共に育ち、学ぶ教育とスポーツ・文化活動の推進



基本施策 (1) 就学前教育の充実

①就学前教育の充実

春日部市子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育所における障がいのある子どもの受け入れ体制（施設、人員、研修など）の充実を図るとともに、諸施設において障がいのある子どもを受け入れやすい環境づくりを推進します。

また、幼稚園における受け入れについて連携を図り、特別支援教育*の充実と振興に努めます。

②受け入れ体制の充実

ふじ学園においては、就学前の障がいのある子どもに対し、日常生活で自立できるよう、専門職員を配置し、家庭との連携を図りながら生活訓練を実施します。

また、重度の障がいのある子どもの受け入れについては、民間施設とも連携しながら行ってまいります。

基本施策 (2) 学校教育の充実

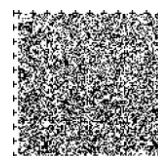
①特別支援教育の充実

障がいのある子どもに対する適切な教育を実践するために、家庭や地域と協力し、引き続き普通学級支援助手*や特別支援学級助手*の配置を進めるなど、特別支援教育の充実を図ります。

また、特別支援教育巡回相談や春日部特別支援学校のセンター的機能を生かし、教員などに対して、障がいのある子どもへの理解を促進します。

②障害について理解するための教育の充実

障害の有無にかかわらず、だれもが相互に人格と個性を尊重し、支え合える社会をめざし、発達障害*や高次脳機能障害*も含めて障害の種類や内容、障がいのある人の生活、社会で受けている不利益などについての教育の充実に努めます。



③心の問題についての教育の充実

障害に関するいじめや不登校などについて、子どもたちの理解を深めるため、適切な教育を行うよう努めます。

また、障がいのある人自身の心のケアができるような機会や場の提供について支援します。

④教職員研修の充実

障がいのある子どもとない子どもが、分け隔てなく共に学び育つことができるよう、教育に携わる教職員に対して、障がい（発達障害*や高次脳機能障害*を含む）や難病のある子ども、医療的ケア児*などについての理解、および共に学び育つための指導についての研修の充実を図ります。

⑤保護者に対する支援・啓発の推進

障がいのある子どもとない子どもが、共に学べるよう、地域の学校の保護者と特別支援学校*の保護者との交流を図り、意識啓発を行います。

また、保護者の経済的負担を軽減するため「特別支援教育*就学奨励費」を支給します。

基本施策 （3）社会教育の充実

①社会教育の充実

障害の有無に関わらず、参加・活動することができる学習機会の提供に努めます。あわせて、障がいのない人に対して障害の理解を深める学習機会を提供します。

②スポーツ・レクリエーション活動への支援

障がいのある人が気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめるよう、各種施策の充実を図るとともに、各種イベントへ参加するための支援を行います。

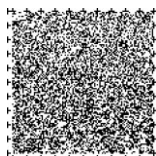
③文化・芸術活動への支援

障がいのある人が希望する文化・芸術活動に参加できるよう、情報の提供を行うとともに、活動するための環境整備づくりを関係者とも連携しながら実施します。

基本施策 （4）生涯学習の振興

①生涯学習の振興

障がいのある人がいつでも、どこでも主体的に活動したり、参加したりすることができるよう生涯学習の振興を図ります。



基本施策 (5) 教育における相談の充実

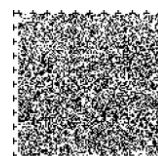
①就学相談・支援の充実

障がいのある子どもが地域の学校で共に育ち、共に学ぶうえでの不安や悩みについて、本人や保護者と十分な相談を行った上で、地域の学校に通い続けられるような就学支援および相談体制の充実を図ります。

また、特別支援学級*や特別支援学校*を希望する親子に対しては、医師など専門知識のある就学支援委員の助言のもと、相談体制の充実に努めます。

②障害者生活支援センターなどにおける相談の充実

障害者相談支援事業*所などにおける市立学校の特別支援学級との連携をはじめとした教育に関する相談支援体制の充実に努めます。



基本目標7. 障がいのある人の社会参加の推進



基本施策 (1) 地域活動の支援

①地域での活動支援

障がいのある人が、地域の中で安心して活動できるよう、ニーズに合わせた支援および情報提供を行います。

②障がいのある人が自ら行う活動の支援

障がいのある人が自己決定、自己実現を図るため、障がいのある人自らが行うさまざまな活動（ピアサポート*事業など）について支援を行います。

基本施策 (2) 市のイベント・講習会などにおける障がいのある人の参加

①市主催のイベント・講習会などの周知と障がいのある人の参加の推進

市主催のイベントや講習会などを催す際には、障がいのある人が安心して参加できるよう環境づくりに努めます。

また、障がいのある人に対して参加を呼びかけるほか、車いすや手話通訳、要約筆記*などの準備をパンフレットに明記するなど、障がいのある人の積極的な参加を促進します。

